

実施要綱 第11条3項の会費

## ○分野・種別ごとに金額を設定

分野・種別		年額(円)
老人福祉施設	特別養護老人ホーム	○定員50名未満 100,000
		○定員50名以上 200,000
	養護老人ホーム	50,000
	軽費老人ホーム・ケアハウス	50,000
障害者施設	障害者支援施設(入所) ※障害児施設含む	○定員50名未満 100,000
		○定員50名以上 200,000
	障害福祉サービス事業所(通所) ※障害児施設含む	50,000
児童福祉施設	(入所) 児童養護施設 乳児院 児童心理治療施設	30,000
	(通所) 保育所	20,000
その他(上記種別に該当しない施設) (※小規模多機能施設、デイサービス、グループホーム、 自立援助ホーム、母子生活支援施設、救護施設、認定こども園等)		20,000